

集会施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大口町内の集会施設整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する集会施設整備費補助金交付事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象となる事業及び補助率)

第2条 この要綱による補助対象事業は、次の要件を具備したもので、町長が適切と認めたものとする。

- (1) 各地域に設置されている又は設置する集会施設で、地域自治活動を補完する施設として、その活動を定期的に行っていること又はその見込みがあること。
- (2) 国又は県等から補助を受けた施設にあつては、定められた耐用年数を経過していること。
- (3) この要綱により町が交付決定をした当該年度内に事業が完了するものであること。

2 補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、集会施設整備費補助金交付申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適切と認めたときは、当該補助金の額を決定し、その旨を集会施設整備費補助金交付決定通知書(様式第2)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項による交付決定前に当該事業に着手してはならない。

(関係書類の整備)

第5条 申請者は、他の経理と区分してこの要綱による補助事業についての収支簿を備え、当該補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

(変更・中止申請及び承認)

第6条 申請者は、この要綱による補助事業の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた年度内における工事期間を変更する場合
- (2) 当該施設の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず、補助金の額に変更を来さない範囲内で設計を変更する場合

2 前項による変更の承認を受けようとする申請者は、集会施設整備費補助金変更・中止承認申請書(様式第3)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により申請された内容を検討し、その補助事業の変更及び中止を承認したときは、集会施設整備費補助金変更交付決定通知書(様式第4)により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、当該事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、集会施設整備費補助金実績報告書(様式第5。以下「実績報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 実績報告書を提出した申請者は、集会施設整備費補助金請求書(様式第6。以下「請求書」という。)を町長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第8条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適切と認めるときは速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、交付決定額の全額若しくはその一部を返還させることができる。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、集会施設整備費補助金に関し必要な事項は、別途協議のうえ町長が定める。

附 則 (平成20年2月20日 大口町告示第7号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 集会施設新改築工事費補助金交付要綱（昭和59年大口町告示第25号）は、
廃止する。

附 則（平成21年4月1日大口町告示第90号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日大口町告示第20号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助対象経費及び補助率等

事業分類	費目の事例	補助内容	
		補助率等	補助限度額
新築及び改築	① 事業用地を地域で確保し、施設を新築する場合 ② 既存施設の改築については、全面的に取り壊し建て直す場合	施設本体事業費の ① 1,500万円以下 3分の2 ② 1,500万円を超え 2,500万円以下 2分の1 ③ 2,500万円超 5分の1	予算で定める範囲内
施設改修	屋根や炊事施設など、施設の一部を改修する場合 (備品などは除く。)	事業費が100万円を超える場合、その超えた事業費の2分の1	200万円
バリアフリー化	トイレの洋式化や玄関などの段差解消	改修に要した経費又は100万円のいずれか少ない金額	1施設1回に限る

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者の所在地

申請者氏名

集会施設整備費補助金交付申請書

集会施設整備費補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 補助対象事業計画書
 - (2) 事業収支見込計画書
 - (3) 設計図書
 - (4) 役員名簿
 - (5) その他町長が必要とする書類

様式第 2 (第 4 条関係) (第 5 条関係)

第 号
年 月 日

様

大口町長

印

集会施設整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、集会施設整備費補助金交付要綱第 4 条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3（第6条関係）（第7条関係）

集会施設整備費補助金変更・中止承認申請書

年 月 日

大口町長

様

申請者の所在地

申請者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた事業について、次の理由により変更・中止したいので申請します。

記

1 事業名

2 計画変更対照表

	当初計画	変更計画
事業内容		
事業予算 (円) (うち補助金 充当事業額)		

3 補助事業の変更・中止の理由

4 変更後の措置

様式第4（第6条関係）

集会施設整備費補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

（申請者氏名） 様

大口町長

印

年 月 日付けで申請のあった集会施設整備費補助金変更・中止承認申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 事業名

- 2 変更する交付決定内容
 - (1) 交付決定通知書番号等

 - (2) 交付決定額

- 3 変更後の交付決定内容

- 4 変更に取り組むべき措置

様式第 5 (第 7 条関係) (第 9 条関係)

年 月 日

大口町長 様

申請者の所在地

申請者氏名

集会施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった集会施設整備費補助金について、補助対象事業が完了しましたので、集会施設整備費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 実績報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他町長が必要とする書類

様式第6（第7条関係）

年 月 日

大口町長 様

申請者の所在地

申請者氏名

集会施設整備費補助金請求書

集会施設整備費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名及び店名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義人